



2020.11月号

発行

砂川商工会議所  
砂川市西4条北4丁目  
TEL(代)52-4294・FAX52-4296

編集

砂川商工会議所広報委員会  
(通巻 608号)

<https://sunagawa-cci.or.jp/>  
E-mail:info@sunagawa-cci.or.jp

## Go To Eat キャンペーン北海道食事券発行事業

Go To Eatとは感染予防対策に取り組む「飲食店の応援」と食材を提供する「農林漁業者の応援」を目的に道内全域の登録飲食店で使えるプレミアム付食事券を発行する事業です。

### ◎事業概要

発行単位	1冊10,000円(1,000円券×10枚綴り)
購入価格	1冊8,000円 ※購入額8,000円の25%(2,000円)を上乗せ
発行総数	100万冊
購入場所	道内の金融機関等、約450カ所を予定
購入制限	1回の購入につき、お一人様1冊まで
販売開始	第1次販売(50万冊)令和2年11月10日(火)～ 第2次販売(50万冊)令和2年11月16日(月)～ 令和3年1月29日(金)(無くなり次第終了)
販売期限	令和2年11月10日(火)～令和3年3月31日(水)
利用期間	※当事業に登録した飲食店で利用可能 (お釣りは出ません)
飲食店登録	令和2年10月26日(月)登録申請 受付開始 ※登録期間終了 令和3年1月20日(水)
申請方法	原則WEB申請(郵送申請も可能) ※紙の申請書は、当所で受け取り可能です
事業実施者	北海道商工会議所連合会・Go To Eat 北海道食事券事業実施事務局

### ◎飲食店登録条件

以下A・Bの全ての項目を満たす店舗が対象

#### A. 店舗所在地・業種・営業スタイルに関すること

- (1)北海道内の店舗であること
- (2)食品衛生法の「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること
- (3)店内飲食をメインとする飲食店であること  
※テイクアウト専門店・デリバリー専門店は不可
- (4)日本標準産業分類「76飲食店」に該当し、且つ「その場所で飲食させる事業所」であること  
※いずれも持ち帰り専門店・宅配専門店は不可
- (5)本業が飲食店ではない事業者が営む店舗であっても、「上記(1)～(3)」に示す対象に該当している場合は可

#### B. 感染症対策に関すること

- (1)「新北海道スタイル」を実践し、「新北海道スタイルステッカー」又は「新北海道スタイル安心宣言」を店頭に掲示していること
- (2)「北海道コロナ通知システム」を導入し取得したQRコードを店舗内に掲示し、利用客入店時又は着席時に登録呼びかけを行うこと  
※QRコードは北海道庁HPで登録・取得できますが、FAXでの申請も可能なので当所までお問い合わせ下さい

- (3)「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施していること
- (4)「換気」「声量」「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下(5)～(8)の内容を含む感染症予防の取組を実施すると共に、その取組内容を店頭に掲示すること
- (5)店舗入口や手洗い場所には、手指用消毒液等を用意していること
- (6)適切な換気を実施していること(窓・ドアの定期的な開放、換気扇を常時使用する等)
- (7)間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション等で区切ること  
※他グループの客同士が、できるだけ2m(最低1m)以上空くように配置すること
- (8)他グループと相席する場合は、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティション等で区切ること
- (9)カラオケ設備を有している場合は、キャンペーン期間中はカラオケ設備を使用しないこと
- (10)利用者に対して、以下の事項を周知すること
  - ①発熱や咳など異常が認められる場合は、入店をお断りする
  - ②できる限り混雑する時間帯を避けていただく
  - ③大人数でのご利用を避けていただく
  - ④デリバリーやテイクアウトを活用していただく
  - ⑤店側の感染対策(席の配置や食事の提供方法を制限すること)に協力いただく
  - ⑥食事の前に手洗い・消毒していただく
  - ⑦咳エチケットを守っていただく
  - ⑧会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けていただく
  - ⑨食事中以外はマスクを着用していただく
  - ⑩新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用勧奨
- (11)感染症対策として発せられた国又は地方公共団体からの要請に従うこと
- (12)農水省が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
- (13)ガイドラインを遵守していない旨の指摘には適切に対応すること  
※農水省は利用者からの指摘を受け付ける「相談窓口」を設置します  
※適切な対応がとられない場合には、登録が取り消されることがあります

砂川市創業セミナーを開催!

当所と砂川市では、連携して砂川市内で創業を目指す方への支援を強化しており、本年度創業希望者（創業に関心のある方、創業後間もない方等）を対象に創業セミナーを実施しております。

1回目は、10月6日（火）18時より、北海道よろず支援拠点チーフコーディネーターで（株）ASTEP代表取締役の中野貴英氏より「創業の準備について」と題し、創業するポイントとして、事業の目標や意義を明確にして、強い思いを持って努力することが大切であるということ、創業にあたっての基礎の部分、人として大事なことで、モチベーションなど経営者の人間性についても説明いただきました。



2回目は、10月27日（火）18時より、中小企業診断士で中小企業診断士事務所アントレCS代表の田中修身氏より「効率的な売り上げアップ方法について」と題し、マーケティングについての基礎知識や、ホームページ、SNSなどのITを活用したマーケティング戦略についてもご説明いただきました。

今回は11月17日（火）18時より「会計の基本」「創業融資や事業計画書のポイント」、4回目については12月9日（水）18時より「人材確保と人材育成について」と題し、それぞれ実施します。  
ご興味のある方は、砂川商工会議所（TEL 524294）までご連絡をお願いします。

◆ 小規模企業共済制度のご案内 ◆

小規模企業共済とは？

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく「経営者の退職金制度」といえます。

制度の特色

- ①安心・確実な国（独立行政法人中小企業基盤整備機構）の共済制度
- ②税制面で大きなメリット

- ◎掛金・・・全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。（1年以内の前納掛金も同様です）
- ◎共済金・・・退職所得扱い（一括受取り）ま

加入できる人は？

- ③ライフプランに合わせた共済金の受取方法が選べます
- ④事業資金等の貸付制度も充実

加入できる人は？

- ◎常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主、共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）及び会社の役員が加入できます。

毎月の掛金は？

- ◎掛金月額額は1,000円～70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。

お問い合わせは相談業務課（TEL 524294）までお願いします。

共済金等の受け取りについて

掛金 毎月 10,000円の場合

(単位：円)

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共済事由等
掛金合計額	600,000	1,200,000	1,800,000	2,400,000	3,600,000	
共済金A	621,400	1,290,600	2,011,000	2,786,400	4,348,000	◎個人事業の廃止・死亡（配偶者又は子への事業譲渡含む） ◎個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任 ◎共同経営者の疾病または負傷による退任 ◎会社等の解散 など
共済金B	614,600	1,260,800	1,940,400	2,658,800	4,211,800	◎老齢給付（65歳以上で180か月以上掛金を納付した方） ◎会社等役員（役員）の疾病・負傷・65歳以上による退任 など
準共済金	600,000	1,200,000	1,800,000	2,419,500	3,832,740	◎法人成りし、その会社の役員に就任しなかった ◎法人成りし、その会社の役員に就任した（役員たる小規模企業者となったときを除く） ◎会社等役員（役員）の退任（疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く） など
解約手当金	■掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額が受け取れます。掛金納付月数が240ヵ月（20年）未満での受取額は、掛金合計額を下回ります。					◎任意解約 ◎掛金を12ヵ月分以上滞納したとき ◎法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった など

～販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ～  
**小規模事業者持続化補助金のご案内**

## 【一般型】

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取組に対する経費を一部補助します。  
 また、計画作成や販路開拓の実施の際、商工会議所の指導・助言をうけられます。

補助率・補助上限額	3分の2 50万円（特例事業者を除く） 100万円（特例事業者）
事業再開枠 （消毒費用、マスク費用、飛沫 対策費用、換気費用、その他 衛生管理費用、PR費用など）	補助率：10/10 補助上限額：①または②のいずれか少ない金額 ①補助事業（販路開拓等の取組）の補助金交付決定額 ②50万円（特例事業者を除く） （特例事業者は販路開拓の取組で受ける補助額と 合わせて150万円まで）
申請期限	令和3年2月5日（金）※当日消印有効

（お問い合わせ・ご相談） 小規模事業者持続化補助金事務局 ☎03-6447-2389  
 砂川商工会議所 中小企業相談所 ☎0125-52-4294  
 詳細URL→<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

## 【コロナ特別対応型】

小規模事業者が経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取組に加え、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（A：サプライチェーンの毀損への対応、B：対面型ビジネスモデルへの変換、C：テレワーク環境の整備）に取組む費用の一部を補助します。（補助対象経費の6分の1以上がA～Cのいずれかに合致する投資であることが条件です）

補助率・補助上限額	3分の2 100万円（A類型） 4分の3 100万円（B・C類型） ※AとB、AとCに取組む場合は補助率4分の3
事業再開枠 （消毒費用、マスク費用、飛沫 対策費用、換気費用、その他 衛生管理費用、PR費用など）	補助率：10/10 補助上限額：①または②のいずれか少ない金額 ①補助事業（販路開拓等の取組）の補助金交付決定額 ②50万円（特例事業者を除く） （特例事業者はさらに上限を50万円上乗せ可能で 補助事業か事業再開枠か自由に配分できます）
申請期限	令和2年12月10日（木）※必着

（お問い合わせ・ご相談） 小規模事業者持続化補助金事務局 ☎03-6747-4600  
 砂川商工会議所 中小企業相談所 ☎0125-52-4294  
 詳細URL→<https://r1.jizokukahojokin.info/>

※一般型・コロナ特別対応型共に事業再開枠のみの申請はできません。

通年雇用促進協議会より  
季節労働者を雇用する  
事業者の方へ

建設機械等技能資格取得支援事業・安全衛生教育助成事業で、車両系建設機械等の講習を、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町に居住されている季節労働者の方は、無料で受講できます。この機会に季節労働者の仕事の幅を広げるため、受講を勧めてみませんか。

◎受付日時

受付開始日 令和2年12月21日  
(月)より

受付時間 9時～16時

◎対象

砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町に居住されている季節労働者の方で、令和元年度雇用保険特別受給資格者又は令和2年度取得見込の方

◎受講料 無料

◎対象講習科目

○建設機械等技能資格取得支援事業  
車両系建設機械（整地、解体）、小型移動式クレーン、フォークリフト、玉掛け等14科目

○安全衛生教育助成事業

車両系建設機械（整地）、フォークリフト、玉掛け、足場組立等特別教育

◎締切

各技能講習開始日の10日前まで

※詳しくは協議会ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先・申し込み先】

砂川地域通年雇用促進協議会（砂川市役所 商工労働観光課内）  
☎0125-54-2121（内線398）

11月は、労働保険適用  
促進強化期間です！

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、集中的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図っております。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）でご相談下さい。

お問い合わせ先・厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課（011-709-1231）または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所

砂川商工会議所  
新入会員のご紹介

▽食品委託販売  
川又 美由紀 様

砂川市空知太西1条3丁目2-12  
業種 サービス業  
△会議所所属部会▽  
サービス部会

▽東家そば店  
代表 徳倉 大介 様



砂川市東1条北2丁目1-24  
業種 飲食業  
△会議所所属部会▽  
サービス部会

▽麺屋たっか  
代表 増井 孝博 様



砂川市東1条南10丁目3-9  
業種 飲食業  
△会議所所属部会▽  
サービス部会

▽ラーメンなごみ  
代表 石黒 磨姫 様



砂川市西4条南5丁目  
業種 飲食業  
△会議所所属部会▽  
サービス部会

☆ご入会ありがとうございます。

委員会のごき 10月

第7回広報委員会開催

去る、10月26日(月)12時より当所第1会議室に於いて、第7回広報委員会が開催され、次の議案について審議されました。

▽議 事  
(一)掲載記事の検討について

YEGのごき 10月

24日▼第33回北海道ブロック大会石狩大会  
狩大会  
29日▼第4回理事會  
會議所

會議所のごき 10月

1日▼プレミアム商品券販売(3日まで) 砂川市地域交流センターゆう  
5日▼プレミアム商品券販売(30日まで) 會議所  
6日▼第1回創業セミナー 會議所  
7日▼砂川社会保険委員会「令和2年度第1回役員會」 滝川市會議所  
9日▼第7回三役會 會議所

13日▼第3回砂商連三役會 會議所  
改正労働施策総合推進法等説明會 活性化プラザ  
14日▼道北の「うまいっしょ」普及  
販路拡大委員会WEB会議 WEB  
15日▼「もっと花いっぱい運動・国道一直線花いっぱい運動」花の回収作業 国道12号線他  
16日▼空知商工会議所経営指導員協議會研修會 滝川市  
19日▼北海道ブロック中小企業相談  
所長會議 札幌市  
21日▼第248回全道商工会議所専  
務理事會議 札幌市  
22日▼第12回道北商工会議所連合會  
職員研修會(23日まで) 旭川市  
26日▼第7回広報委員会 會議所  
▼スマート農業視察會 岩見沢市  
27日▼第2回創業セミナー 會議所  
▼第3回砂商連役員會 會議所  
29日▼第1回議員會親睦ポウリング  
交流會 オリエンタルボウル&銀座園

會議所のごき 11月 予定

5日▼第27回會員事業所対抗ボウリング大會 オリエンタルボウル  
11日▼第8回三役會 會議所  
17日▼第3回創業セミナー 會議所  
19日▼第4回常議員會 會議所  
27日▼講演會「お客さんのニーズを  
掘り起こす傾聴テクニク」 會議所  
20日▼第8回広報委員会 會議所

面白い物は地元商店街で！